

ケアハウスぐんま運営規程

令和8年8月1日改訂

ケアハウスぐんま運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人新橋会が開設するケアハウスぐんまが行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、健全な環境のもとで熱意と能力を有する職員によって、入居者の身体的、精神的特性に合わせて、給食・健康管理・生活指導等の適切な処遇を行い、入居者の在宅化を促進し、もって、地域の社会福祉に寄与すること

を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ケアハウスぐんまの従業者は、介護その他日常の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、入居者の身体的、精神的特性に合わせて自立した生活が営むことができるよう、生活相談、健康相談等各種相談・教養講座等の実施等適切な処遇を行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うケアハウスの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアハウスぐんま
- 二 所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島253-1

(利用定員)

第4条 居室ごとの定員は個室1名、夫婦部屋2名とし、利用定員の合計は15名とする。

第2章 従業者及び職務

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 ケアハウスぐんまに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)
- 二 従業者 生活相談員 1名
介護職員 1名以上
調理職員 1名

従業者は、入居者の処遇に当たる。

- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

第3章 入居及び退居

(入居者)

第6条 入居者は、概ね60歳以上で次の各号に該当する者とする。

- 一 自炊できない程度の身体機能の低下又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であり、かつ家族による援助を受けることが困難な者
- 二 日常生活行動に介護等を要さない者で、かつ認知症等による問題行動を伴わない者。ただし、在宅福祉サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者についてはこの限りではない。

(入居申込)

第7条 入居を希望する者(以下「入居希望者」という。)は、管理者に入居申込書を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申込みがあったときは、管理者は、入居希望者及びその家族と面接をして生活状況、家庭状況等に関し聴取するとともに健康診断書等を審査し、入居の可否を決定し、入居希望者に通知するものとする。

(入居手続)

第8条 前条第2項の規定により入居の決定を通知された者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- 一 入居契約書

- 二 収入額の認定に必要な書類
- 三 必要経費の認定に要する書類
- 四 健康診断書
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(入居契約の解除)

第9条 入居者は、施設を退居しようとするときは、契約解除届を管理者あてに提出し、管理者は、入居契約解除の手続きをするものとする。

- 2 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居契約を解除することができる。
 - 一 入居申込時に虚偽の届出をして入居したとき
 - 二 入居後の各種申請時において虚偽の申請をしたとき
 - 三 利用料を支払わないとき
 - 四 管理者の承認を得ないで施設の建物、附属施設等の造作の変更又は模様替えを行い、かつ原状回復に応じないとき
 - 五 施設での生活に必要な介護及び援助を拒否するなどの明確な行動があるとき
 - 六 生活上必要な金銭管理及び各提供サービスの利用に関する判断ができないとき
 - 七 施設における共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき
- 3 入居者は、施設を退居するときは、居室内の清掃、原状回復等を行うものとし、その費用は退居者が負担するものとする。

第4章 利用料金

(利用料)

第10条 利用料は別紙1のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号について入居者からその費用の支払いを受けることにより実施することとする。
 - 一 居室における水道料として1ヶ月あたり2,000円
 - 二 居室における電気料として1居室ごとにその実費
 - 三 理美容代として次の額
 - (1) カット 2,000円
 - (2) 丸刈り 1,500円
 - (3) 顔剃り 1,000円
 - (4) カット及び顔剃り 2,500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第5章 入居者に提供するサービスの内容

(生活援助)

第11条 施設は、個々の入居者の状態に合わせ、日常生活の援助を総合的に行うものとし、原則として身体介護は行わない。

- 2 入居者が、入居後に心身の悪化等により、家事等を独力で行うことができなくなったとき又は病気等により介護が必要となったときは、管理者は、入居者が施設外部の在宅介護サービスを受けられるよう迅速に措置するものとする。この場合において、所要の費用が生じた場合には、その全額を入居者が負担するものとする。

(食事の提供)

第12条 施設における入居者への食事の提供(以下「食事」という。)は、栄養、入居者の身体状

況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。

- 2 食事の時間は、原則として朝食を8時、昼食を12時、夕食を6時からとする。
- 3 食事の場所は、原則として施設内の食堂とする。
- 4 食事の献立は、事前に入居者に対し明示するものとする。

(入浴)

第13条 施設における入居者の入浴は、定められた時間に行うものとし、施設の職員が給湯等の準備をするものとする。

- 2 施設の職員は常に入浴設備を管理し、隔日以上の入浴を可能とする。

(相談等)

第14条 管理者は、入居者の生活状況、家庭状況及び健康状態等を把握し、入居者の相談に応じるとともに、適切な助言及び援助に努めるものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて関係機関と連携をとり、入居者に必要なサービスの利用手続き等に関して援助を行うものとする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(居室)

第15条 居室の清掃及び日常的な維持管理は、入居者が行うものとする。

- 2 居室において発生したごみ及び廃棄物の処理等は、定められた方法によって入居者が行うものとする。
- 3 入居者は、居室において火気類を使用してはならない。

(共同施設等)

第16条 共同施設及び設備の利用時間等の生活規則は、原則として入居者相互の協議に基づいて定めるものとする。

- 2 共同施設及び設備の維持管理は職員が行うものとする。

(緊急時の対応)

第17条 入居者は、身体的な急変等が起きたときは、居室に備え付けのナースコール等で通報するものとし、通報を受けた職員は、速やかに適切な対応をとるとともに、必要な場合は、医療機関及び入居者の家族等へ連絡するものとする。

(保健衛生)

第18条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行うものとし、特に高齢者特有の疾患の防止に努めるものとする。

(健康保持)

第19条 入居者は、自ら常時健康の保持に努めるものとし、施設が行う健康診断は、正当な理由がない限り受診しなければならない。

(外出及び外泊)

第20条 入居者が外出及び外泊しようとするときは、外出簿に所要事項を記載し、管理者に届け出なければならない。

(来訪者)

第21条 入居者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記載し、管理者に届け出るものとする。

- 2 来訪者が施設に宿泊しようとするときは、管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

い。

(身上変更の届出)

第22条 入居者は、入居後に、身上に関する変更事項が生じたときは、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 管理者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災に関する計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 管理者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、入居者が常に防災を心がけるよう指導しなければならない。
- 3 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(協力病院)

第24条 入院治療を必要とする入居者が生じたときのため、管理者は、明和セントラル病院、公立館林厚生病院、竹越医院を施設の協力病院と定める。

- 2 歯科治療を必要とする入居者が生じたときのため、管理者は、太田デンタルクリニックを施設の協力歯科医院と定める。

(秘密の保持等)

第25条 施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者及びその家族等の情報を他に漏らしてはならない。職員が退職した後も同様とする。

(損害賠償)

第26条 施設の責任に起因して入居者に事故が発生したときは、管理者は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第27条 管理者は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 管理者は、入居者の保健衛生上の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(事故発生時の対応)

第28条 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告

され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

- 2 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(死亡)

第29条 管理者は、入居者が死亡したときは、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(虐待・身体拘束の防止)

第30条 サービスの提供にあたっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 ただし、入居者または他の入所者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合に限り、入所者又はご家族に了承を得て行う。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※緊急やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性の要件、すべてを満たす場合。

(ハラスメント対策)

第31条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

ケアハウスぐんまの利用料金(月額)は以下のとおりとする。

ただし、国及び群馬県が定める基準と異なる場合は、国及び群馬県が定める基準を適用する。

・サービスの提供に要する費用基準額 105,792円

ただし、新規入居時及び毎年度ごとに入居者の収入の認定を行い、国及び群馬県の定める基準に基づいて徴収額を決定する

・生活費	49, 374円
・居住に要する費用	15, 000円
・地区別冬季加算(11月～3月)	2, 280円